

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる



第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針 2 人々のつながりを安全と安心につなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

【基本構想】

心身が良好な状態であることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかであるためには、一人一人が自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。
- ・ 食育や食事バランスについての情報提供を行います。
- ・ こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

健診の受診、予防接種の促進の取組では、特定健診、がん検診の受診及び予防接種者数の向上を目指し、啓発や未受診者対策の強化、接種を受けやすい体制づくりに取り組みました。

食育推進では、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、各種相談・講座事業を実施するほか、保育所や学校園においても、保育及び教育課程の中で食育を推進しました。

こころの健康への支援では、啓発事業のほか、インターネットを活用し気軽にメンタルヘルスチェックできる「*こころの体温計」の導入や、訪問、面接、電話による相談事業を充実しました。また、芦屋健康福祉事務所など各関係機関との連携や相談・指導活動も継続して行うとともに、スポーツ事業やイベント等でのストレスの解消法や休養についての普及、啓発活動を実施しました。

特定健診やがん検診において、受診率・接種率は向上しているものの、市の計画で定めている目標数値に達していないことから、今後も、健診等の受診率の向上を図り、定期的な健診を促進するため、普及、啓発及び未受診者対策の強化が必要です。

食育関係についても、講座受講者数の増加も見られますが、生涯を通じた望ましい食習慣を身につけるために必要な情報は、年齢や健康状態などにより異なり、食育との関わりも変化することから、子どもから成人、高齢者に至るまで、そのライフステージに応じた啓発や教育を継続して行うことが必要です。

こころの健康への支援では、自殺予防対策において庁内連絡会議を設置し、相談窓口間の情報共有や気づきの強化を図っていますが、様々な原因や動機に対応した予防支援につながるよう相談窓口間の連携を充実させるとともに、こころの健康について気軽に相談できるような環境づくりを図っていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

(重点取組)

- ① 芦屋市国民健康保険加入者の特定健診の普及啓発と未受診者対策に努め、受診率向上を目指します。
- ② がん検診の個別勧奨による未受診者勧奨に努め、受診率向上を目指します。
- ③ 定期予防接種の健診等での個別接種勧奨に努め、接種率向上を目指します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
国民健康保険特定健診の受診率（％／年）	38.8	↑	60.0
大腸がん検診の受診率（％／年）	30.4	↑	50.0
麻疹及び風疹定期予防接種（2期）の実施率（％／年）	90.4	↑	100

6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。

（重点取組）

- ①「妊娠・出産期」からはじまる各々のライフステージに応じた相談・教室等による情報提供や学校、保育所における給食等を通じての食に関する指導の充実を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
食育関係講座等の参加人数（人／年）	699	↑	900

6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。

（重点取組）

- ①「*こころの体温計」の周知を図るなど、相談窓口やストレス解消等の情報提供を進めます。
②各関係機関との連携を深め、相談から支援まで相談窓口が連携して支援が図れるよう、自殺予防対策を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合（％）	93.7 (H24)	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇定期的な健康診査やがん検診の受診
- ◇予防接種を受けること。
- ◇健診後の積極的な自己ケア
- ◇十分な睡眠などによる心身の休息
- ◇ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得
- ◇自分にあったストレス解消法の習得
- ◇職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

[関連する課題別計画]

- 第2次芦屋市健康増進・食育推進計画（H25～H29）
- 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（H26）
- 第2期芦屋市特定健康診査・特定保健指導実施計画（H25～H29）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。
- ・適切な対応ができる救急医療体制を充実させます。
- ・保険医療制度を適切に運営します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

安心できる地域医療の提供では、市立芦屋病院改革プランに基づき市立芦屋病院の経営改善を進めるとともに、建替工事によるアメニティ向上や、*緩和ケア病棟の開設、*ICU室設置や救急措置室の拡充など救急医療の充実など、よりよい医療を地域に提供するよう努めてきました。市立芦屋病院と地域の医療機関との連携では、*むこねっと患者情報共有システム等の導入により、検査情報等を活用できる環境の整備などの連携を推進しており、紹介率及び逆紹介率ともに増加していますが、*地域医療支援病院の承認及び*がん診療連携拠点病院の指定については未達成となっています。

救急医療体制では、市立休日応急診療所、*一次救急医療及び*二次救急医療の体制を整備しているほか、歯科センターにおいて歯科休日応急診療を実施しています。また、阪神南圏域における広域的な救急医療体制として、小児二次救急医療や眼科・耳鼻咽喉科広域一次救急医療などの体制を整備しており、広報あしや、ホームページを活用し、救急医療機関情報の提供を行っています。また、*救急救命士の育成と人員を確保するとともに、応急手当講習会等を実施し、市民に心肺蘇生法や応急手当について普及、啓発を行いました。

保険医療制度の適切な運営では、国民健康保険、後期高齢者医療制度の周知を図るほか、*ジェネリック医薬品の利用促進への啓発を行う等、医療費の抑制に努め、保険制度の安定的運営に資する取り組みを行いました。福祉医療制度については、早期に適正な医療を受診できるよう制度の拡充を行い、改正内容を広報あしや、ホームページで周知しました。

さらに高齢化が進む中、超高齢社会に対応する医療が求められます。高齢期の患者が中心となる時代の医療は、病気と共存しながら生活の質（QOL）の維持・向上を目指し、地域や自宅での生活ができるように地域全体で支える「地域完結型医療」への変化が求められます。市立芦屋病院においては、地域医療機関との連携・調整を密にし、市民の信頼を得て、安心できる地域医療の提供を目指していくことが必要です。

また、救命率の向上に向けて、救急要請件数が増加する中、救急サービスの維持・向上を図るため、*救急救命士のさらなる人員確保と、*救急救命士の救急救命処置として、心肺機能停止前の重度傷病者に対する処置範囲拡大に対応するため、より高度な救命処置が行える*認定救急救命士の育成にも取り組みながら、救急救命活動の充実を図っていくことが必要です。

保険医療制度の適切な運営においては、平成30年度(2018年度)からの国民健康保険の広域化（都道府県化）に向けた動向を注視しながら、安定的かつ持続可能な保険制度を運営するため、今後も引き続き、特定健診の受診率の向上、*ジェネリック医薬品の利用促進への啓発を行う等、医療費の抑制に向けた取り組みが必要です。

3 後期5年の重点施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

(重点取組)

- ①市民の信頼を得て、安心できる地域医療を提供できるように、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市立芦屋病院の病床（199床）稼働率（%）	85.0	↑	93.1
紹介率（他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合）（%）	37.0	↑	50.0
逆紹介率（市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合）（%）	64.9	↑	70.0

6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。

(重点取組)

- ①病院前救護の質を高めるために、*救急救命士養成所への派遣促進など救急救命士の育成を進めます。
- ②一刻も早い救命措置を行えるよう、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる*認定救急救命士を計画的に養成します。
- ③真に救急車を必要とする傷病者に迅速な対応ができるよう、市民に周知・啓発を行い、救急車の適正利用を促進します。
- ④適切な医療機関に迅速に搬送できるよう、定期的に情報交換の場を設けるなど、地域医療機関との連携を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*救急救命士の救急業務活動従事者数（人／年）	24	↑	29
*認定救急救命士の救急業務活動従事者数（人／年）	17	↑	29
軽症者数／救急搬送人員（%）	54.0	↓	50.0
市内救急搬送者数／搬送人員（%）	61.4	↑	64.0

6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。

(重点取組)

- ①医療費の適正化の推進を図るため、レセプトデータを活用した個別受診勧奨を実施するとともに市民への啓発を行いながら特定健診の受診率や*ジェネリック医薬品の使用率の向上を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*ジェネリック医薬品の使用率（%）	54.5	↑	60.0

4 市民主体による取組

- ◇かかりつけ医を持つこと
- ◇正しい応急手当の習得

[関連する課題別計画]

市立芦屋病院中期経営計画（H26～H30）

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【基本構想】

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていけるよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じた確かな支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の住民や、ボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。
- ・保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。
- ・様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

地域における保健・医療・福祉の連携体制の確立では、「第2次芦屋市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を行いました。保健福祉センターに設置された総合相談窓口は、相談内容に応じて各専門機関につなぐ役割を果たしています。また、*高齢者生活支援センター（介護保険法上では「*地域包括支援センター」とされていますが、本市においては、本名称としています。以下「*高齢者生活支援センター」と表記します。）による介護保険関係者と医療関係者の関係づくりのほか、*介護予防センターを拠点とする市内各所で介護予防教室の実施や、*地域発信型ネットワークの改編による相談・連携体制の強化を図るとともに、*地域包括ケアの一部である*地域密着型サービスの基盤整備を行いました。

情報発信では、総合相談窓口での分かりやすい福祉情報の提供や保健福祉フェアを通じた保健福祉事業の普及・啓発、広報あしや等の点訳・音訳、手話通訳者の窓口配置、行事等への派遣のほか、地域密着型等の施設においても近隣住民も参加可能な行事等を通じて積極的な情報発信を行いました。（前期基本計画では施策目標 1-1 で取り組んでいました。）

生活困窮者の自立支援では、*権利擁護支援センター事業の実施による相談支援体制の強化、成年後見制度利用支援事業の実施による生活困窮者等に対する自立生活に向けた支援、労働講座などを実施しました。生活保護については、適正給付に努めるとともに、ハローワークとも連携し、それぞれのケースに応じて自立に向けた支援を行っています。

*地域発信型ネットワークの参加者の多くが固定化されており、取組内容も各地区内での共有にとどまっているといった状況となっているなどの課題もあり、今後も、*地域包括ケアの実現に向けて、保健・医療・福祉の連携を図り、地域に住むだれもが安心して暮らし続けることができるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられた会議等に、自治会等の地域活動を行っている市民やその団体とつながりのある市民等に広く参加を求めるとともに、問題解決の方法、情報発信、情報を得られる場としての周知・啓発が必要です。

また、障がいのある人への情報伝達をはじめ、保健・医療・福祉に関する情報を必要な時に入手ができるように、様々な方法による情報発信の検討が必要です。

生活困窮など、支援が必要な人についての相談機関は、充実しつつありますが、支援が必要な人の発見と実際に適切な相談機関へのつなぎについては周知・啓発が引き続き必要であり、平成 27 年度に施行された「生活困窮者自立支援法」により、経済的困窮や地域から孤立している人を早期に発見し、相談支援に結びつくよう取り組む必要があります。

3 後期5年の重点施策

7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。

(重点取組)

- ①地域の福祉課題について考え、解決に向けて取り組む市民が増えるように、*地域発信型ネットワーク会議参加者を地域関係者以外の市民にも広く呼びかけます。
- ②保健福祉に関する相談から支援までを窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となり支援の仕組みをつくるなど機関間の連携強化を図ります。
- ③支援が必要な高齢者の課題解決が図られるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等を活用し、保健・医療・福祉に関する情報や相談窓口の他、課題解決に向けて取り組んでいる地域等の情報を周知します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	↑	838
<u>保健福祉センターの総合相談窓口の相談</u> 件数 (件/年)	302	↑	600
*高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	↑	1,280

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

(重点取組)

- ①保健・医療・福祉に関する情報を入手できる機会が増えるように、*地域発信型ネットワークを通じて必要な情報を手に入れられるように発信します。
- ②視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や*声の広報について、障がい者手帳交付時での直接的な案内などの周知・登録勧奨を充実させるほか、手話通訳者等の派遣等を行います。
- ③*高齢者生活支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉が連携した取組により情報の共有を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	↑	838
視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合（%）	15.5	↑	20.5
手話通訳者等の派遣回数（回/年）	201	↑	234
*高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種（ <u>医療・保健・介護等</u> ）が参加できる研修会・会議等の参加者数（人/年）	339	↑	1,000

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。

(重点取組)

- ①地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。
- ②経済的に困窮し支援を必要としている人等が、地域で安心して暮らし続けることができるように、関係部署等の窓口以案内チラシを配架する等、様々な方法により相談機関の周知を行います。
- ③経済的に困窮し支援を必要としている人等に必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*権利擁護支援センターの新規相談者数 (人/年)	127	↑	170
生活困窮者自立支援相談の利用者数 (人/年)	二	↑	500
生活困窮者自立支援プラン作成者の割合 (%)	二	↑	50.0
生活向上による生活保護自立廃止件数 (世帯/年)	17	↑	20

4 市民主体による取組

- ◇自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇地域の活動に積極的に参加するなど、*地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇身近な施設等の利用

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）

芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）

第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）

第2次芦屋市市民参画協働推進計画(H27～H31)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。
- ・高齢者の生きがいを推進します。
- ・高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。
- ・総合的な介護予防を推進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

高齢者を地域とともに支援できる体制づくりでは、各*高齢者生活支援センターの体制を強化したほか、*地域包括ケアシステムを進めるうえで必要な高齢者の在宅生活を支える「地域ケア会議」の仕組みをつくりました。また、*権利擁護支援センターにおいて*市民後見人の育成を含めた「権利擁護支援者養成研修」を行うとともに、*権利擁護支援センターの周知・啓発を行いました。

高齢者の生きがいをづくりでは、高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を行うほか、老人クラブへの活動支援として、健康ウォークラリーや演芸発表会などのイベントを行い、公民館では、生涯学習の取組として*芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院を実施しました。

就労機会の拡充では、高齢者の経験や知識等を地域で生かせるように*シルバー人材センターと共同で事業の企画を実施し、シルバー人材センターの就労者数の増加につながりました。

介護予防では、保健福祉センター内の*介護予防センターにおいて、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供し、水浴訓練室でも介護予防事業を実施しました。

さらなる高齢化や生産年齢人口の減少に対応していくため、*地域包括ケアシステムの構築や、高齢者自身が自主的に介護予防に取り組めるような環境づくりが必要となっています。また、元気な高齢者や技術・ノウハウを持った高齢者が増えていることから、高齢者が地域の中での役割を担うことにより、本人の介護予防と同時に地域づくりにも貢献できる仕組みをつくっていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

(重点取組)

- ①まちぐるみで高齢者を支える地域づくりのために、各圏域における*高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関等との連携を図ります。
- ②高齢者の支援について考え、地域で支える仕組みづくりを実践する市民を増やすため、*地域発信型ネットワーク会議や地域ケア会議を開催します。
- ③地域活動等への参加や関心を持つ市民を増やし、また、地域活動に関わる市民を育てるために、活動団体のPRや地域活動の実践報告の場を提供します。

- ④*地域密着型サービス(定期巡回時対応型訪問介護看護等)を含めた福祉施設の整備を進めます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	↑	1,280
地域ケア会議の開催数 (回/年)	5	↑	25
*地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数 (件/年)	4	↑	10

7-2-2 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行います。

(重点取組)

- ①認知症対応に取り組む地域が増えるように、「認知症の正しい理解」や適切な対応を普及する*認知症サポーター養成講座を実施します。
- ②地域における「権利擁護」の意識を高めるために、権利擁護の研修や広報による周知活動を行います。
- ③支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、*地域見守りネット事業の積極的な啓発と活動状況を広報します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*認知症サポーター養成講座受講者数 (人/年)	1,285	↑	1,500
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合 (%)	57.8	↑	75.0
*地域見守りネット事業の加入事業数 (件/年)	63	↑	100

7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。

(重点取組)

- ①高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、*シルバー人材センターを支援します。
- ②高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進します。また、家にとじこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。
- ③地域の老人クラブの活性化を図るために、老人クラブ連合会と連携して*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等において、機会あるごとに老人クラブの活動を広く周知・啓発します。
- ④「介護予防」の意識を持ちながら社会参加を続ける高齢者が増えるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等において、機会あるごとに介護予防事業の周知・啓発や、すでに介護予防事業に参加している高齢者への積極的な意識づけを行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*シルバー人材センターの会員数（人／年）	1,004	↑	1,300
老人福祉会館の利用者数（人／年）	28,859	↑	35,000
老人クラブの会員数（人／年）	3,015	↑	3,100
介護予防事業(*介護予防センター)の参加者数 (人／年)	<u>26,492</u>	↑	<u>29,000</u>

4 市民主体による取組

- ◇地域ケア会議への積極的な参加
- ◇*地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加
- ◇認知症の予防啓発や高齢者を守るための自発的な事業の実施
- ◇自主的な介護予防事業の取り組み

[関連する課題別計画]

- 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）
- 第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。
- ・相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。
- ・障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。
- ・障がいのある人の就労支援を行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

障がいへの普及啓発では、広報紙やホームページ等の活用や市立小中学校での福祉学習、教職員への研修を実施するほか、*芦屋市障がい4団体について、補助金を交付し運営支援を行っています。

相談体制の充実では、障がいのある人の地域の相談支援の拠点として、*障がい者基幹相談支援センターを設置し、また権利侵害を受けている人の相談から支援までを一元的に担う*権利擁護支援センター事業を実施しています。

障がい福祉サービスの提供基盤の整備では、みどり地域生活支援センターでのサービス提供、障がい児等への療育支援相談及び機能訓練、芦屋市立すくすく学級の運営など、障がいのある人に必要なサービスを提供していますが、障がい児機能訓練においては、申込者数のすべてを受け入れることは出来ていない状況があります。

また、学校園では、*特別支援教育センターでの相談事業、支援員等の配置、専門指導員の巡回指導を実施し、きめ細やかな対応を行っています。

就労機会の支援では、*芦屋市障害者雇用奨励金の交付及び周知を行うほか、市役所における障がいのある人の短期雇用(*チャレンジド雇用)、保健福祉センター館内清掃作業での雇用の場の創出、特別支援学校在校生の実習生受入などを実施しています。

これまでも障がいへの理解を深めるため、普及、啓発を行っていますが、依然として障がいへの理解は進んでいるとは言えず、子どもから大人まで、様々な教育の場や交流活動を通じて障がい理解を深めていくことが必要です。また、相談件数が増加傾向にあるものの、相談内容等が困難化・複雑化しており、相談員の育成や、*障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関が連携を深め相談体制の充実を図ることが必要です。

さらに、今後も障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、またグループホーム等の生活の自立を目指したサービスの利用意向も多いため、障がいのある人が必要なサービスを受けることができるように、障がい福祉サービス等提供事業所等と連携しながら、障がい福祉サービス等の基盤整備・充実を図るとともに、人材の育成支援にも取り組む必要があります。

また、就労支援の取組においても、就労場所の大きな増加には至っておらず、障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就業・生活支援センターや関係機関等とも連携しながら一般就労の機会の拡大や*チャレンジド雇用の充実を図ることが必要です。

3 後期5年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

(重点取組)

- ①障がいへの正しい理解が広がるように、障がい理解のための学習機会の増加、交流活動の場の充実を図ります。
- ②支援を必要とする人が、途切れのない支援を受けられるように、*サポートファイルの周知・有効活用に向けた研修会等を開催し、*サポートファイルの普及啓発に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
障がい福祉に関するアンケート調査による「障がいのある人に対する地域の理解度」(%)	22.9	↑	30.9
*サポートファイルの配布部数（累計冊数）	133	↑	306

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

(重点取組)

- ①障がいのある人が安心して相談支援が受けられるように、*障がい者基幹相談支援センター をはじめとした各相談事業者の人材育成など、相談支援事業の充実を図ります。
- ②障がいのある人一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができるように、*権利擁護支援センター機能を充実し、ネットワークを構築します。
- ③*障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
障がい福祉に関するアンケート調査による「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合(%)	10.0	↑	15.0
障がいのある人の*権利擁護支援センターでの相談件数（件/年）	760	↑	904

7-3-3 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。

(重点取組)

- ①障がいのある人が必要なサービス等を利用できるように、*計画相談支援事業を実施します。
- ②障がいのある人をはじめとした多世代交流や社会参加の場の創出が期待できる福祉施設の 整備や障がいのある人が地域で安心して生活できるように、*地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- ③障がい児が、適切な療育・訓練を早期に受けられるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携した療育支援体制の整備を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>*計画相談支援事業利用人数（人／年）</u>	<u>1,608</u>	↑	<u>8,331</u>
療育支援相談件数（件／年）	149	↑	<u>176</u>

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

（重点取組）

- ①障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就労支援関係機関との連携強化など就労支援を充実します。
- ②障がいのある人の市役所における短期雇用（*チャレンジド雇用）を推進し、雇用の場を拡充します。
- ③障がいのある人が継続して企業で雇用されるように、*芦屋市障害者雇用奨励金の交付など、継続雇用の支援を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
障がいのある人の一般就労移行者数（人／年）	<u>10</u>	↑	<u>20</u>
障がいのある人の短期雇用（*チャレンジド雇用）任用延月数（月／年）	8	↑	24
*芦屋市障害者雇用奨励金の交付人数（人／年）	0	↑	3

4 市民主体による取組

- ◇障がいのある人への正しい理解，見守り，声かけ
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加

〔関連する課題別計画〕

- 芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）
- 芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）
- 第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

【基本構想】

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなってきました。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてはいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人一人の安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人一人が生活の知恵や防犯意識を大切にし、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。
- ・ 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに，相談業務の充実を図ります。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

犯罪から身を守る方法の周知・啓発では，*防犯協会と合同の街頭啓発及び地域の防災訓練時の啓発活動を実施するほか，「安全・安心ガイドブック」を発行しました。学校では，全小学校3年生を対象に，児童がいじめ，誘拐，虐待などの様々な暴力から自分を守るための「暴力防止教育プログラム」である*CAP講習会を実施しました。

消費生活の情報提供や相談では，「振り込め詐欺について」などの集会所*出前講座のほか，コープこうべとの協定による啓発チラシを配布，消費生活フェア，消費生活相談の実施に取り組みました。特に消費者相談では，相談内容の高度化，複雑化に対応するため，弁護士との連携を図りました。学校では，小学校3，4年生が，社会科の授業で，生産や販売の特色や，それらの仕事に携わる人々の工夫等を学習するほか，中学校では，社会科で，身近な消費生活を中心に，市場経済の基本的な考え方についての学習を行うとともに，家庭科においても，「トラブルの解消」をテーマにした学習を行うなど，消費生活に係る学習を系統的，横断的に行っています。

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については約半分にまで減っていますが，さらなる減少に向けて，市民が防犯意識と犯罪予防の知識を持ち，適切な行動を実践できるように，*防犯協会等と連携しながら，犯罪から身を守る方法の周知・啓発等に取り組むことが必要です。また，インターネットサービスが幅広い世代において簡単に使えるようになり，各種トラブルが多発していることから，消費者自らが被害を未然に防ぐことができる知識等を習得できるような情報提供，各種相談や教育活動などの充実が必要です。

3 後期5年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するため，不審者情報，犯罪発生情報，危険箇所に関する情報を発信し，各種防犯活動の連携強化と啓発を図ります。
- ②犯罪被害者等の置かれた現状の理解を広めるための啓発活動や，県，関係機関，民間団体と連携して，犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	411	↓	200
<u>犯罪被害者等に対する支援制度への認知度向上のための研修への参加人数</u> （人／年）	—	↑	<u>160</u>

8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務や消費者教育の充実を図ります。

(重点取組)

- ①振り込め詐欺やネット犯罪などの最新の事案に対応した情報提供・消費生活相談体制の充実とともに、消費者被害の救済へつなげていくための関係機関との連携体制を充実します。
- ②様々な消費者問題について市民自らの確な判断と行動ができるように、地域や学校で消費生活における必要な情報や知識を十分に得られるための教材提供や情報提供を行います。また、学校においても必要な知識や態度を身に付けるための学習を計画的に実施します。
- ③自らを消費者被害から守るだけでなく、消費者被害を未然に防ぐことができる知識を持った*消費者市民として活躍する人材を育成するため、「(仮称) 芦屋市消費者教育基本計画」を策定し、身近なところで消費生活に関する知識を学ぶ機会を確保するなど消費者教育を推進します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
消費生活フェア参加人数 (人/年)	341	↑	400
消費生活に関する講座の参加者数 (人/年)	306	↑	<u>359</u>

4 市民主体による取組

◇身近な犯罪情報を知ること

[関連する課題別計画]

消費者教育基本計画 (策定予定)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・犯罪を防ぐための活動を促進します。
- ・夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

防犯活動の促進では、青色回転灯防犯パトロール車による下校時のパトロール、警察によるパトロール、*愛護協会、*まちづくり防犯グループ、自治会などの地域団体との連携による登下校の見守り、*スクールガードリーダーによる小学校区毎の通学路での見守り等を実施するほか、有害環境の浄化活動（白ポストの設置等）や青少年への相談・指導を行いました。また、愛護委員の活動に伴う広報活動（班ニュース、愛護だより等の発行）のほか、社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、広報、啓発を行っています。

夜間でも安心して通行できる取組では、*まちづくり防犯グループ等の夜間パトロール結果に基づき、照度調査を行い、必要な場所には、公益灯の新設、照度アップの対応を実施するとともに、LED（発光ダイオード）化を実施しました。

*まちづくり防犯グループメンバーの子ども見守り活動や夜間の見回り活動等が、下校時の児童が犯罪に巻き込まれることを抑制するなど、街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の半減に少なからず寄与していると考えます。しかし、一方では、*まちづくり防犯グループの高齢化や人員の確保が難しい状況となっており、*まちづくり防犯グループと協議を進めながら、グループの活性化を図り、見守り活動等の充実を目指す必要があります。

また、生活安全推進連絡会や芦屋警察署協議会等を通じて、警察とは定期的には情報交換は行っていますが、その情報を十分生かすまでには至っておらず、今後はその情報を生かす取り組みを行う必要があります。

3 後期5年の重点施策

8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。

(重点取組)

- ①街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の更なる減少を目指し、*まちづくり防犯グループ等への若い世代の参加などの活性化を図り、見守り・見回り活動を充実させるよう支援します。
- ②警察等の関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。
- ③照度調査等を行い、公益灯の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	411	↓	200
公益灯 のLED化率（%）	7.7	↑	41.8

4 市民主体による取組

- ◇地域を自分たちで守っていく活動への参加
- ◇通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動

まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

【基本構想】

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています。

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人一人が身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。
- ・火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。
- ・大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

災害時に自主的に行動できるための活動の促進では、「防災ガイドブック」の全戸配布や国道43号以南の地域住民4万人を対象とする津波避難訓練を実施するほか、*民生委員・*児童委員の協力などにより、高齢者、障がいのある人の「*緊急・災害時要援護者台帳」を整備しました。また、「*1.17祈りと誓い」や学校園での防災学習や避難訓練に取り組みました。設備面では、防災行政無線について、平成24年度(2012年度)に7か所を増設しました。

日常的な災害に迅速に対応できる体制の充実では、*統合型発信地表示システムの導入などにより、119番通報を受けてから出動するまでの時間を短縮しました。消防体制の強化では、デジタル波の無線設備を整備し、大規模災害時だけでなく日常的な災害時を含めた通信体制を充実させました。

大規模な災害に対応できる体制の充実では、*災害時における相互応援協定を締結など他団体との連携を強化するとともに、「芦屋市地域防災計画」を毎年更新しています。備蓄物資として、アレルギー対応食品の導入や子ども向け非常食の導入等も実施しました。

今後、南海トラフによる津波等の災害に備えて、*災害時要援護者の避難支援の体制づくりなど、地域住民が一体となって防災へ取り組める基盤作りが必要です。また、市民が日常的な災害に適切に対応できるように啓発などを行うことや、消防団員など消防体制の強化が必要です。さらに、大規模自然災害のリスク等に対応するため、地域や事業者と連携・協力しながら、総合的に推進できる防災・減災体制を構築していくことが必要です。

また、「兵庫県*国土強靱化地域計画」が策定された後、県の計画を踏まえ本市の「*国土強靱化地域計画」を策定し、本市の脆弱性等の調査・検討を重ねながら、実施可能な施策について、計画的に取り組んでいきます。

3 後期5年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。

(重点取組)

- ①市民の防災意識を高めるため、集中豪雨や土砂災害等の災害に備え、集会所単位等での説明会を行うなど、効果的な周知啓発を行います。
- ②災害時に地域住民間で協力し合える体制を構築するため、津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。
- ③災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「*個別避難支援計画」

を策定するとともに、その計画に基づいた避難訓練を地域住民が主体となって実施できるよう、また、日頃からの地域での見守りを進める等、共助の地域づくりを支援します。

- ④災害時に情報入手手段を持たない*災害時要援護者等への情報伝達手段の追加導入を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自主防災会等による訓練参加者（人／年）	1,116	↑	3,000
<u>土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での 地区防災計画の策定割合（％）</u>	0.0	↑	100
*個別避難支援計画策定数（件）	1,380	↑	3,300
避難訓練に参加した要援護者数（人／年）	—	↑	660

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

（重点取組）

- ①通報場所や内容を早期に確定させるため、日々進化する通信機器に対応した 119 番受信体制を確立します。
- ②消防車等の適正利用のため、119 番通報の正しい理解に向けて、分かり易い広報物を作成し、啓発します。
- ③中高層建築物の事前活動計画を策定するため、*はしご車架梯状況調査を行うとともに、はしご車が接着できる対象物を増やす手法を検討します。
- ④地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団の促進をします。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
119 番通報受信から出場までの <u>時間</u> （平均時間）	2 分 32 秒	↓	2 分 29 秒
緊急性のない 119 番受信件数（件／年）	3,079	↓	2,500
はしご車架梯・接近状況可否(<u>接着可能棟の割合</u>)（％）	55.0	↑	57.0
消防団員数（人）	98	↑	110

9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応出来る防災・減災体制を充実させます。

（重点取組）

- ①市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護するため、新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練をします。
- ②災害発生時に民間事業者等の専門的なノウハウ、物資・資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、*災害時における相互応援協定を*指定管理者や福祉施設（福祉避難所）と締結します。また、物資集配センターの施設等を見直します。
- ③災害発生時に円滑に被災者支援ができるよう体制とするため、職員及び市民を対象とした防災リーダーを育成します。

④避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園等に対して、応急的に使える排水設備と断水時における生活用水対策設備の整備を行います。

⑤*災害時協力井戸制度を創設することにより、一般家庭に協力を求めます。

⑥市職員間で災害対応の経験・教訓の継承をはじめ、知見等の共有に取り組みます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
民間事業者との*災害時における応援協定締結数（件）	20	↗	<u>38</u>
防災リーダー養成講座受講者数（人／年）	4	⇒	<u>4</u>
マンホールトイレ <u>及び井戸を設置した学校の割合（％）</u>	0.0	↗	<u>54.5</u>
<u>*災害時協力井戸の登録件数（件）</u>	<u>0</u>	↗	<u>6</u>
防災士資格を取得した職員 <u>割合（％）</u>	<u>10.0</u>	↗	<u>25.0</u>

4 市民主体による取組

- ◇災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
- ◇防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇住宅用火災警報器の設置
- ◇的確な 119 番通報
- ◇消防団への入団

[関連する課題別計画]

芦屋市地域防災計画・水防計画（毎年更新）

第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。
- ・建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

住宅などの防災・減災機能の向上促進では、*フェニックス共済加入促進の啓発のほか、広報あしや、新聞折り込み及び自治会等を通じて耐震診断及び耐震改修の促進の支援策についての周知を行いました。

建物や施設の防災・減災機能の向上による災害に強いまちづくりでは、防災倉庫及び防災資機材の整備のほか、市有の建築物について計画的に耐震化を実施し、*プラント系の建築物を除けば、特定建築物の耐震化は終了に向かっています。

国は平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標を掲げており、今後は、改定後の「芦屋市耐震改修促進計画」における新たな支援策等を活用することで1戸でも多くの住宅が耐震措置を実施するよう推進していく必要があります。また、市内のマンション率は、概ね半数であることから、住宅の耐震化の半数はマンションの耐震化であるとも言えるため、マンション管理組合等に対して改修及び建替え等に関する有効な情報提供を行うことや意向調査の実施など住宅政策と一体的な取組をすることで、耐震化を促進していくことが必要です。また、地震による公共建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体を保護するため、小規模な建築物についても耐震改修等を行っていくとともに、非構造部材の耐震化も進めていくことが必要です。さらに、災害等による被害の軽減及び防災力の向上を図るため、上下水道などのライフラインの防災・減災機能の充実により災害に強いまちづくりをさらに進めていくことが必要です

3 後期5年の重点施策

9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。

(重点取組)

- ①旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書等の送付及びセミナー等の実施など周知、啓発を行います。
- ②旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合等に対する意向調査や耐震化に関する積極的な情報発信を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>住宅の耐震化率（％）</u>	<u>93.3</u>	↑	<u>96.6</u>

9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ①小規模な施設も含めた旧耐震基準の公共建築物の耐震改修又は建替え等とともに、非構造部材も含めた耐震改修を行います。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
公共建築物の耐震化率 (%)	90.0	↑	100

9-2-3 ライフライン等の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ①災害等による下水道施設の被害の軽減を図るため、新たに耐震診断を行い、施設の老朽化の状況も踏まえ、計画的に耐震化を行います。
- ②災害等による水道施設の被害の軽減を図るため、緊急施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めるとともに、配水池の耐震化を計画的に行います。また、緊急相互連絡管の増設等による、バックアップ機能等の充実を図ります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
下水道管耐震化率 (%) (耐震化延長/管路総延長)	21.8	↑	23.2
水道管耐震化率 (%) (耐震化延長/管路総延長)	37.2	↑	45.7

4 市民主体による取組

- ◇建築物の耐震診断や耐震改修
- ◇*フェニックス共済への加入

[関連する課題別計画]

- 芦屋市耐震改修促進計画 (H20~H37)
- 芦屋市下水道中期ビジョン (H23~H32)
- 芦屋市公共下水道事業計画 (H23~H28)
- 下水道長寿命化計画 (芦屋処理区) (H25~H29)
- (旧奥山処理区) (H26~H30)
- 芦屋市水道ビジョン (H26~H37)